

第 5 回

新ごみ処理施設整備検討委員会

平成30年1月17日（水）

山辺・県北西部広域環境衛生組合

○開催日時

平成30年1月17日（水曜日）午後3時00分より

○開催場所

天理市役所5階会議室（533会議室）

○出席者：委員（9名）

氏名	所属団体・役職等	委員区分	備考
渡辺 信久	大阪工業大学 工学部 教授	1号委員 学識経験者	委員長
橋下 勝彦	白川溜池土地改良区連合 理事長	4号委員 各種団体代表者	副委員長
赤木 肇	一般財団法人 環境事業協会 技術部 技術協力担当課長	2号委員 学識経験者	
尾関 正春	橿本校区区長会 会長	3号委員 地域住民代表者	
芦村 正司	橿本町六総区長会 代表	3号委員 地域住民代表者	
阪本 正敏	岩屋町区長	3号委員 地域住民代表者	
佐藤 孝則	NPO 法人環境市民ネットワーク天理 理事長	4号委員 各種団体代表者	
大中 由美	天理市女性教育推進連絡協議会 運営委員	4号委員 各種団体代表者	
松本 清一	一般公募	5号委員 一般公募	

事務局：川口事務局長、井上事務局次長、山下係長、武田主任

事務局オブザーバー（八千代エンジニアリング株式会社）：長岡、市原

○欠席者：委員（3名）

氏名	所属団体・役職等	委員区分	備考
大下 和徹	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授	1号委員 学識経験者	
稲田 利也	山の辺校区区長会 会長	3号委員 地域住民代表者	
中井 敬治	一般公募	5号委員 一般公募	

○会議日程

1. 開会あいさつ
 2. 議事
 - (1) 施設整備（案）の修正及び承認
 - (2) パブリックコメント手続に関する要綱について
 3. その他
 - (1) 今後のスケジュールについて
 - (2) その他
-

○配布資料

- ・委員会次第
 - ・山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書（案）・・・・・・・・・・資料1
 - ・地元説明会で出された質問と事務局説明のとりまとめ・・・・・・・・・・資料2
 - ・山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会
パブリックコメント手続に関する要綱（案）・・・・・・・・・・資料3
 - ・新ごみ処理施設整備検討委員会開催スケジュール・・・・・・・・・・資料4
-

1. 開会あいさつ

事務局：本日は公私ご多忙の中、「第5回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会」にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより第5回検討委員会を開催いたします。

最初に開催にあたりまして、事務局長よりごあいさつを申し上げます。

事務局長：みなさん、こんにちは。年が明けまして少し経ちましたけれども、本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。本日も公私ご多忙の中、また足元の悪い中、第5回新ごみ処理施設整備検討委員会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

前回お決めいただいた検討委員会案について、先日住民説明会を開催させていただきました。今回はその中で出た意見を事務局より報告いたします。そこから、検討委員会案について、再度ご協議いただき、その結果をもってホームページ等に公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、パブリックコメントの手続に関する要綱につきましても、ご承認いただく予定をしておりますので、併せてよろしくお願ひ申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。

次に、本日の出席委員数は12名中9名で過半数に達しておりますので、検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることをご報告申し上げます。また、同じく第6条第1項の規定により、委員会の議長は委員長にお願いすることになっております。あわせて、この委員会は公開要綱第2条第1項により、原則として公開することになっておりまして、本日の傍聴者数は4名になります。

それでは、お手元の資料により検討委員会を進めていただきます。ここからの進行は、渡辺委員長よろしくお願ひいたします。

委員長：ただいまより「山辺・県北西部広域環境衛生組合第5回新ごみ処理施設整備検討委員会」を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議の署名人ですが、松本委員と赤木委員にお願いしたいと思います。

2. 議事

・協議事項

(1) 施設整備(案)の修正及び承認

委員長 : では、議事に入らせていただきます。新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長 : (資料1・資料2の説明)

委員長 : では、事務局から説明がありました基本仕様書(案)、それから住民説明会での取りまとめにつきまして、みなさまからコメントをいただきたいと思えます。特に住民説明会でのやりとりにつきましては、数名の方はそちらにもいらっしゃったと思えますし、実際こうであったのか、あるいは何か付け足すことがあるのか、ございましたらぜひともご発言願いたいと思えます。

A 委員 : 住民の方々からのご意見をお聞きしたということですが、全体を通して、この委員会で議論しておくべき課題みたいなものはありましたか。

事務局次長 : 最新施設における排ガスの自主規準値ですが、配布した一覧表の中で、どうしても数値の比較になってしまいますので、この比較を行う中で、下げられないかというご意見が多かったように思います。

それと煙突の高さにつきましては、景観上、低くしてという意見は無く、排ガス拡散の数値等を説明した中で、高くしたほうがいいのかという意見がありました。この委員会では煙突の高さについてもご意見をいただければと考えております。

委員長 : 他にどなたかございますか。

B 委員 : 嘉幡の環境クリーンセンターの煙突で何メートルぐらいありますか。

事務局次長 : 59メートルです。

C委員：以前に、予定地周辺住民で国崎クリーンセンターへ見学に行きましたが、配布資料の中で国崎クリーンセンターがあって、山辺・県北西部広域環境衛生組合の施設整備基本計画における数値と検討委員会（案）の数値があります。住民説明会でも参加した住民はこの数値が気になっています。以前の検討委員会でもこの数値、下げられるものなら下げてほしいというお願いをこの場でしたと思います。どうしても国崎クリーンセンターの数値に近づかなければ、自分自身もこれ以上しょうがないなど。あとは先生方のご判断になりますが、できる限りは近づけるようにと、そんな感じです。ただそういう意見だけです。

委員長：それにつきまして年式が少し違いまして、国崎クリーンセンターは湿式の排ガス処理をしております、これは当時、できることの最高でやっています。その1年後に稼働したエコパークあぼしでは乾式で結構な性能を出しております。

常にこの数値を出すというのは、メーカーの並々ならぬ努力が表れておりまして、今回示した数字というのは、実際にメーカーにこの規模でこの場所で行うにあたって、どれぐらいできるかというお尋ねするのに使う数値でありますので、これより高くなることはなく、低い数値が出てくることは想像できます。

ただ、それをここで20ppmが10ppmになりますとは言えませんが、私どもが一番気にしたのは景観。白煙がもくもくと見えるようなことが年に何日もあってはいけません。できるならば1年間一度も見えないように。間違っても水蒸気で白いのがずっと出ることにはないように。それからNOxで余ったアンモニアの白煙があってもいけないということで、このような数値で今回、出しているわけです。

この議事録も当然残りますし、地元住民説明会での意見というのも、今後とも考慮されますので、期待はできると思います。

事務局長：1点だけご報告させていただきたいと思いますが、C委員がおっしゃったように、地元から視察に行ったら国崎クリーンセンターでございまして、管理者も最新の技術を使って、この数値に近づけるという説明をしていましたので、地元もそういう思いがあったかと。その中で出てきたご意見としてNOx、SOxについて、国崎クリーンセンターよりも高くなっていると。それについては委員長もおっしゃっていただいたように、

法令等基準値の2,000ppmからすると20ppmから10ppmという数値に自主規制しても、ほぼ変わらないと。それよりも、数値を下げるために多量の薬剤を投入することが、果たしていいことかどうかということ踏まえて、この数値を出したということで、説明させていただいたら、ある程度はご納得いただいたことをご報告させていただきたいと思います。

C委員：それで結構です。資料でも当初の山辺・県北西部広域環境衛生組合の自主規準値があって、検討委員会案での数値が出ています。検討委員会で努力したという結果がここに表れていますから。ある程度、住民の意見を、この委員会でも感じておいてほしいなど。

委員長：ありがとうございます。その他は何かございませんでしょうか。

D委員：何点かあります。一つは温浴施設について、どのようなものかイメージできないので、どのぐらいの規模でいくのか。

次に、前回も申しましたように、煙突の高さについて、ダウンドラフトとかダウンウォッシュの関連で、高ければ高いほうがいいと意見を言わせていただいています。

もう一つは粗大・リサイクル施設について。施設そのものも全く無害かどうかというのもやっぱり心配ですし、焼却施設のことについて意見交換していますけれども。粗大・リサイクル施設についてどうかというのも議論していただきたいです。

それともう一点、最後は熱利用の地元還元です。例えば農業とか、あるいは他の面に利用させていただくということですが、それが内部利用だけと違って、外部にそれを供給していただけるようなことがあるかどうかと、いうのをお聞きしたいと思います。

事務局長：まず温浴施設につきましては、具体的には決まっていなくて、焼却施設の中でどんなものができるかというのは、今後検討していくということですので、できるだけそういう施設を造れるように検討してくださいということで、前回、意見があったと認識しております。

煙突の高さにつきましてはご意見ありがとうございます。先ほど事務局から申しましたように、地元説明会でも、低くしてほしいというご意見はなかったのですが、高くしてほしいというご意見はございました。

粗大・リサイクル施設は、おそらくVOC対策のお話と思いますが、この対策については資料1の中にも書かせていただいておりますが、活性炭等を使って外に出ないように対策を設けるといことです。

あと、熱を還元するという話については、地元だけに配分するのは難しい部分がございますので、検討はしていないというのが現状です。地元振興については地元振興基金という形で、それぞれの市町村からごみ量に応じていただいておりますので、そちらでご検討いただきたいと。

D委員：できないこともないのでは。

事務局長：それをすることによる問題というのはいろいろとあると思いますので。

D委員：発電量が減ってしまうことですか。

事務局長：そうですね。それもありますし、特定のところに供給し続けていくというのなかなかまとめづらいのかなと。

A委員：やはり公共性がある中で、特定の地域だけの利益に関わる農業への熱の活用は難しいという判断と思います。そういう形の線引きも必要ですが、今の時代、もう少し柔軟に考えてもいいと個人的には思います。もちろん、自治体としては、公共性の高いものに対して、特定地域の利益のためにエネルギーを使うとなれば、難しいという判断になりますが、周辺地域の活性化ということを考えたときに、無理や迷惑をお願いするという部分について、農業関係で熱利用しますというのは、今のご時世、そんなに大きな問題にはならないのかなと、そこはある程度、柔軟に考えてもいいのかなと個人的にそう思います。

先ほど事務局から基準値において住民から意見がありましたということと、排ガス拡散についても煙突の高さの議論がありましたということでしたが、表を見ますと、45m～59mで波線がありますが、波線があるということは、範囲内で対応可能という意味なのか、45mまたは59mという意味か。もし可能であれば、折衷案かも分かりませんが、景観に基本的に配慮しながら、45mよりもう少し高くする方向の中で考えられないかどうかと。

何かご意見があればお聞きしたいなというふうに思います。

事務局長：まずは熱利用についてですが、例えば、隣接地でそういう温室を造って、公共的なものとして使える部分であれば可能かも知れませんが、付近で場所というのは結構難しいと思います。なかなか簡単にはいかない。おっしゃることはそのとおりと思いますが、割り切ることができる状況でもないの、非常に難しいというのが現状です。

委員長：煙突の話について、私はどこでもこのようなことを言っているわけではなくて、こちらは山の辺の道という、景観上ここだけの問題ではないという状況であるということは分かります。拡散も同じ計算をすれば2割、3割上がるというのは、当然そうなるわけですが、高さだけでなく、あとは放出するときのガスの量、速度、温度によって、高く上げることは可能です。ただ、目で見てそれは何メートルか。同じガス量、同じガス温度であれば高いほうがいいのは当然そうですが、低くてもガス量を多めにする、温度を高めにするということで、最大着地濃度を下げることが可能です。

D委員：非常に素朴な質問ですが、低いほうが景観上よいというのはよくわかりますが、例えば、今以上に煙突の構造を強化するとか、あるいはその中のバグフィルターをもっと高度にするということはできないですか。それであれば、もしコストがかかっても低いようにいけるといような単純な思いがあります。

委員長：できると思いますし、十分にこの数値でも低いことは低いです。ただ、計算値をみて煙突が高いと拡散がよくて値が低くなりますよと見せられると、そういう気になるんですけどね。

C委員：第1回からこの委員会に出席しておりますが、今までは、先生方や学識経験者で協議いただいて、ある程度、数値は出たと思います。それをもって中間報告として住民説明会をやったわけですが、私から委員の皆さんにお願いしたいのは、地元の意見を尊重していただいて、なおかつそれに対して、数値的に動かせるなら動くような検討も併せてできればと。これから最後の詰めに入っていかなければいけません。住民意見は大事です。ある程度、重視しながら、委員会を進めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 : 分かりました。

事務局次長 : 煙突の高さですが、できましたらこの委員会で煙突の高さを決めていただければと思っております。それは来年度から環境影響評価の現地調査をさせていただきまして、その結果から準備書作成の段階で、煙突の高さが決まっていないと、最大着地濃度の計算に支障がございます。表の中では45m～59mですので、これは50mでも結構です。幅をもたせていますが、決めていただければと思っております。景観を最大に配慮しますと45mで、排ガスの拡散に最大に配慮しますと59mというような形で、両方の数値を事務局のほうから提案させていただいた次第でございます。

E委員 : 素人で分からないのですが、煙突というのは掃除したりするのですか。

F委員 : 毎年はしないですが、何年かに1回は内部点検でします。

E委員 : 高ければ高いほどメンテにお金がかかるのでは。素人はそう思うわけで、そういうことがあるなら、できれば低いほうがいいのではないかと。

F委員 : 掃除だけでしたら、そんなにはかからないと思います。上から下まできれいに掃除するだけなので。

A委員 : 先ほど委員長から、煙突が低くても高く排出する方法があることを聞いて、その手があったのかと。既にそれが技術的に確立されているのであれば、風や温度とか様々な条件が関わってくるとは思いますけれども、可能な限りという前提の中で、できるだけ高く排出するというのを前提にするのであれば、45mというのは一つのいい判断かなと私は思います。

私はこの委員会の最初のと時から、山の辺の道というのは非常に大事な場所という話をさせていただきましたし、貴重な文化的遺産がある地域ですから、景観を配慮することは大事だと思いますので、45mでもいいのかなと。あとは煙突の中からできるだけ高く排出するような状況を考えていく形で判断していただければと思います。

事務局長：先ほど地元の説明会の報告をさせていただいた中で、煙突の高さについては45m～59mの説明をしたときに、高くして拡散するほうを望む意見が多かったと。これが最終45mに決定した場合、その後に説明会をするわけですが、煙突が低くても排ガスを高く上げるのが可能である説明を、地元住民にそのまま納得していただけるかどうか。それでも、高いほど拡散するなら、なぜ高くしないのかと。景観も大事ですが、地元住民は環境重視した要望をしたと。それに対して説明をする必要があるのです。

D委員：やっぱり迷惑施設になるので、これから50年間稼働した際、どれだけの影響を及ぼすのかという想定は今のところできないと思いますが、想定外のことまで考えていただきたいです。5年や10年程度の話と全然違いますので。地元住民や動植物にどれだけ影響を及ぼすかを基にしてもらわないと、地元の住民代表としてはそれが一番大事かなと。

C委員：D委員が言うのも、そのとおりです。先般のこの委員会の中でも、D委員が煙突は高くしてほしいと、発言しましたよね。住民が高いほうがいいと言っていますし、先ほど言いましたが、住民の意見もある程度尊重しながら、この委員会を進めていってもらいたいと。ですから、高いほうがよろしいと私は思いますよ。低かったらまた説明会とのことですが、説明のしようがない。

G委員：煙突の景観におけるお話ですが、煙突にそういう山の辺の道に合うような、景観に合うような絵を入れるとか。

C委員：初めから山の辺の道があるので、景観を加味しながらの高さ基準を出したわけです。ここでまた景観の話は。

事務局長：今のお話は、高くても景観になじむような煙突を考えたらどうかということなので。

C委員：当初は景観を妨げないように煙突の高さを工夫しましょうと。周囲への影響を考えて煙突の高さを45m～59mにしました。それなのに、何で今になって高さでまた同じ話を。住民は高い方と言っていますので、この委員会も隣接住民の意見もある程度、尊重してもらいながら進めてほしいです。

委員長 : もう議論の余地がないかと思いますが、59mでいきましようか。

C委員 : 私は高いほうがいいと思います。

委員長 : 60m以上になると航空障害灯を付けることになりますので、それは極力避けたいとおっしゃるとおり、住民説明会で出てきた意見というのは、非常に重たいものであるというのは重々承知しております。先ほど、事務局長からも話がありましたが、説明がつかないということもありますので、45mのままここで残すことはできないということです。私はその場になかったのですが住民説明会の経緯が分かりませんが、お聞きしている中では最大の59mを採ったほうが、おそらくまとまりはいいだろうと思いますので、皆さん、いかがでしょうか。

一 同 : 結構でございます。

委員長 : では、それ以外について VOC の件で心配されていましたが、これはご心配のとおりのことにはあります。私たちも検討するとき、VOC について、最初は光触媒の話もありましたが、いろいろと厳しい意見も出まして、活性炭を採用することになり、その経緯もこの資料にもありますので、参考にしていただければと思います。

C委員 : 次の段階での環境影響評価では現地調査をしますが、併せて集中豪雨の調査もご検討いただければ。現状の環境と、施設建設後の環境とで変わるわけですね。建物が建ったら、雨水は土地にしみ込まず、そのまま河川へ流入しますので。

事務局長 : その辺は開発に必要な調整池を造ります。粗大・リサイクル施設の場合は、今まで以上に流出することはないような計画を、開発に伴って調整池を設けますから。

C委員 : 調整池ですが、集中豪雨があると調整池では持たないです。

事務局長 : 集中豪雨となると、対応はなかなか難しいと思います。

G委員：熱供給のところでの質問ですが、この中に熱供給をしないで発電に全てを回す経済効果を優先した施設もあるということで書かれています。具体的にどれぐらいの熱供給ができるのか分かりますでしょうか。

事務局次長：蒸気で送る場合、熱を送る場合、温水を送る場合がありますが、例えばお風呂の大きさにもよりますし、プールとなるとだいぶ熱量は取られます。取られましても発電をするのに足りなくなるほどではありません。

それと、周辺の農地に温水とか蒸気を送るとなると、これまで見てきた中では、施設敷地内の配管は公でやらせていただきますが、施設敷地外は地元住民で引く必要性がございまして、あまり離れますと、一旦送った温水等を途中で再度温めるような機器が必要になります。

温浴施設につきましては、大きな施設はつくれないと思っております。今後、コンサルタントと相談しながら、どれぐらいの施設がつかれるかを総合的に判断させていただいて、整備を進めていきたいというところ です。

A委員：モニタリング調査の件ですが、この委員会は今年度で終わりますよね。その後、稼働までと稼働後という続きがあると思いますが、動植物への影響だとか、NOx、SOx等いろいろなものを含めてチェックしていくという、そういう今後のモニタリング計画は、どういう形で進められますか。

事務局長：現在、奈良県条例に基づいて、4年間の環境影響評価を実施しております。昨年度は配慮書、今年度は方法書を作成いたしまして、来年度においてどこで調査をするかというのをまとめました。来年度は調査する地点が決まりましたので、その地点において調査いたします。その次に調査結果を準備書にまとめて住民に説明する予定をしています。

また稼働後も、当然事後調査を行いますので、どういう変化があったということも含めて、住民へ説明する機会を設けていかなければならないと考えております。

A委員：環境影響評価の事後調査における計画をもう少し具体的に教えていただきたいです。

事務局長：この新ごみ処理施設整備検討委員会の内容とは別なものですので、いま資料を持っていませんが、その辺の具体的な工程表というのがありますので、また個別にお渡しします。

A委員：分かりました。よろしくお願いします。

委員長：兵庫県のある施設では住民の代表を集めて、環境保全委員会を年に4回開催しています。計測を取りまとめることをやっていました。年に4回の開催までいかなくても、誠意を尽くしてのモニタリング等の報告会というのは必要と思います。今の段階でそういうご発言があったということも、非常に重たいなと思います。

(2) パブリックコメント手続に関する要綱について

委員長：それでは、パブリックコメントの手続きの話をお願いします。

事務局次長：(資料3の説明)

委員長：ありがとうございました。資料4のスケジュールにはパブリックコメント期間を「2月上旬～2月下旬」と書いてありますが、要綱(案)で期間を30日としているので、なるべく30日に近くしていただければ。

事務局次長：なるべく30日に近いように、今回の意見を早急に取りまとめさせていただきます。皆さまのご了解を頂いた上でパブリックコメントをしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

あと住民の範囲でありますとか、提出方法等はこれで問題はございませんでしょうか。

委員長：住民の範囲、提出方法については天理市の例に基づいているということでしたら、問題ないですね。住民説明会での対面の意見というのは、お互いの空気を読みながら話をしていますので、非常に重たいものであります。パブリックコメントは書面で提出されます。それも当然考慮しなければいけません。なるべくスムーズに行くことを望みたいと思います。

A委員 : 要綱で、意見提出期間を 30 日以上にしてありますので、できれば 30 日の期間でお願いしたいです。

委員長 : 十分な余裕を持って進めたいと思います。

A委員 : わかりました。

委員長 : では、全体を通して何かご意見がございましたらどうぞ。なければスケジュールの説明ということになりますが。今日は非常に活発な意見交換もできましたし、煙突の高さだけに限らず、意見の一致を見ることもできましたので、非常に有意義だったと思います。では、スケジュールをお願いします。

3. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局次長：資料4のスケジュールをお開けください。今日の委員会でのご意見等については、基本仕様書（案）にて修正させていただきまして、皆さまに郵送でお送りします。そこでご了解いただけましたら、パブリックコメントを30日取れるように設定して進めていきたいと考えます。

それとパブリックコメントが終わり、その結果も踏まえた第6回委員会が最終でございますので、こちらで答申案を確定したいと考えております。

A委員：今ご説明いただきましたが、できれば第6回委員会の前に、パブリックコメントの結果を教えていただければ、事前にある程度、準備ができますので、よろしく願います。

事務局次長：わかりました。郵送でパブリックコメントの結果を委員の皆さまにお送りして、それを基に第6回委員会で決定したいと考えますので、よろしく願います。

委員長：これで質疑は終えたいと思います。事務局に司会をお返しします。

事務局：ありがとうございました。次回は3月19日月曜日の15時00分から、開催いたしますので、よろしく願います。

それでは、本日はこれで終了させていただきたいと思います。長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

平成30年 1月 17日

会議録署名人 松 本 清 一

会議録署名人 赤 木 肇

委 員 長 渡 辺 信 久